

鹿屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

鹿屋市特定非営利活動促進法施行細則（平成19年鹿屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告、インターネット」を「インターネット」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第10条第2項」の次に「（法第25条第5項及び法第34条第5項の規定により準用される場合を含む。以下次項において同じ。）」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条の2第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。